

# 秩父市学童保育室のしおり

秩父市教育委員会学校教育課

電話0494(25)5228(直通)

秩父市学童保育室は、小学校に就学している児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了した放課後、及び春・夏・冬休み・土曜日等の学校休業日、学童保育室において家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図ることを目的とするとともに、仕事と子育ての両立支援を図る施設です。

## 1 学童保育室経営方針

保護者が常時留守家庭等の学童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、心の居場所をつくとともに健全な育成（人として成長）を図ります。

- (1) 学童が健康・安全に活動し、保護者から信頼される保育に努めます。
- (2) 学童が学童保育室で生活する楽しさや喜びを感じとれる保育に努めます。
- (3) 優しい心と規律ある態度を育む保育に努めます。
- (4) 勉強や読書活動等を適切に取り入れ学力向上を視野に入れた保育に努めます。
- (5) 学童保育だからこそできる異年齢集団生活のよさが実感できる保育に努めます。
- (6) 整理整頓や清掃がなされ常に衛生的な保育環境の維持向上に努めます。
- (7) 学童の安全を守る意識で定期的に施設等の安全点検を行い事故防止に努めます。
- (8) 家庭や学校・地域（公民館等）との連携を深めた保育に努めます。
- (9) 職員一人一人が使命感を持ちチームとしての職場をつくり効果的な保育に努めます。

## 2 保育時間

- ・月曜日～金曜日・・・放課後から午後6時45分まで
- ・土曜日、夏休み、冬休み、春休み、学校の休業日等
- ・・・原則として午前7時45分から午後6時45分までとします。

感染症等による学校閉鎖時は休室となる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、保育内容・利用時間等が変更となる場合があります。

## 3 休室日

- ・日曜日及び祝日
- ・年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ・伝統文化に親しむ日（7月20日、12月3日）
- ・災害、感染症等による学校の臨時休校日
- ・その他休室を必要とする日

## 4 登降室

・原則として、保護者の方にお迎えをお願いしています。 事故防止のため、一人での降室はできません。お迎えは、午後6時45分までをお願いいたします。駐車の際は、交通の妨げや近隣にお住まいの方のご迷惑にならないよう十分注意してください。

## 5 各種連絡

### ○ 欠席、早退

- ・ 保護者は、必ず前日までにお知らせください。
- ・ やむをえない場合は電話で連絡してください。
- ・ 子どもの口頭での連絡は認めておりません。

### ○ 子どもの健康状態及び短縮授業等についてもお知らせください。

### ○ 学校には、学童保育室に入室していることを必ず連絡してください。

## 6 持ってくるもの

- ・それぞれの学童保育室で必ず確認してください。（例）手拭タオル、着替え用の衣類、ノート等 ※どんな小さな持ち物にも、名前を消えないようにつけてください。

## 7 お弁当・おやつ

- ・土曜日及び給食のないときには、お弁当を持参してください。
- ・学童保育室で手作りを行う場合もあります。その際は事前に連絡します。
- ・児童が現金を持参し、パンなどを買いに行くことは禁止しています。
- ・保育室には、湯茶を用意しています。
- ・学童保育室でおやつを提供する場合があります。（その場合、保育料とは別に費用がかかります。）

## 8 各種届出

- ・転居、勤務先変更などの異動がありましたら、速やかに学童保育室に届け出てください。
- ・学童保育室をやめる場合は、「退室届」をやめる日の15日前までに提出してください。  
（退室届の用紙は、学童保育室にあります。）

## 9 保育料

- ・保育料は、月額1人4,200円です。月の途中で入所・退出をされた場合も同様です。
- ・保育料の納入については、全員の方に「口座振替」をお願いしています。入室後、口座振替依頼書を受け取りましたら、早めに口座振替申込みの手続きをしてください。
- ・振替日は毎月末日（12月は26日）になります。（金融機関が休業の場合は、翌営業日になります。）
- ・正当な理由なく保育料を滞納しますと、退室していただく場合もあります。

## 10 児童安全共済制度

費用は、市が負担して児童安全共済制度に加入します。

### 11 非常時の対応について

台風や災害が起きた場合は、学校や指導員が児童の安全を守り保護しますが、保護者に連絡をとりお迎えに来ていただきます。

### 12 その他

- ・必要のないお金や玩具などは、持たせないでください。
- ・宿題については、各家庭で確認してください。
- ・児童の体調について心配がある場合は、必ず指導員にお知らせください。